

公共施設等への太陽光発電設備等導入事業プロポーザル実施要領

(オフサイトPPA方式・重点対策加速化事業)

1 趣 旨

本実施要領は、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティおおがき」の実現に向け、本市が所有する未利用地に太陽光発電設備等を導入し、公共施設等に供給することで、地域の再エネ利用拡大や温室効果ガス排出量を削減することなどを目的として、オフサイトPPA方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名

公共施設等への太陽光発電設備等導入事業（オフサイトPPA方式）

(2) 事業内容

市所有の候補地に太陽光発電設備及び付帯設備を整備し、維持管理及びオフサイトPPA方式により市等に再生可能エネルギー電気の電力供給を行う。なお、本事業は、3.(1)(2)に示す環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（以下「国交付金」という。）を活用する予定のため、整備費用に充てることができる。詳細は別添「仕様書」のとおり。

(3) 事業場所

- ① 旧米野町最終処分場（焼却灰の埋立処分場）の一部
- ② 北部浄化センターの一部

詳細は、別添「仕様書 別紙1」のとおり

(4) 事業期間

最長20年間

詳細は、別添「仕様書 3-(4)」のとおり

※ 設備の設置については、令和10年2月末までに完了報告を行うこと。

(5) 交付限度額（令和9年度交付予定）

104,527,000円（税抜）

※ 現時点での事業計画となるため、交付金等の予算状況によっては変更となる場合があります。

3 実施条件

本事業に関する公募型プロポーザルは、解除条件付きの募集である。

- (1) 本事業は、事業費の一部に交付金を活用する予定のため、本実施要領のほか、国交

付金の実施要領等に沿った内容とすること。

- (2) 国交付金の対象事業は、「イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地（キ）太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）」のため、本事業で提案する提案価格については、国交付金額相当分を当該提案価格から控除すること。
- (3) 事業者は、令和8年度中に電力供給における詳細設計や事業スキームの確立等を行うとともに、市及び小売電気事業者と事業実施に向けた協議を行うこと。
- (4) 本事業の実施に必要な系統連系の協議費用は、事業者負担とする。
- (5) 市と事業者との本事業に係る契約は、国交付金の交付決定後に締結する。
- (6) 本事業は、市の令和9年度予算の成立及び国交付金の交付決定を前提としており、今後、内容等が変更になる場合があることに留意すること。

4 参加資格要件

- (1) 大垣市入札参加資格者名簿に登録されていること。または、契約の締結までに登録見込みであること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (4) 単独の法人もしくは複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。応募申込受付期間終了後に共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則認めない。
- (5) 本プロポーザルの公告の日から契約締結までの間に「大垣市入札参加資格停止等の措置要領(平成11年4月1日制定)」及び「大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱(平成23年1月4日制定)」の規定による指名停止の期間が無いこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき、再生手続の申立てがなされていないこと。
- (8) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ・第一種、第二種または第三種電気主任技術者

5 担当部署（事務局）

担当部署：大垣市生活環境部環境政策課（庁舎2階）

郵便番号：503-8601

住 所：岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

電 話：0584-47-8574

F A X : 0584-81-3347

メールアドレス : kankyouseisakuka@city.ogaki.lg.jp

6 事業スケジュール

(1) スケジュール

内 容	期 間
プロポーザルの公表	令和8年6月1日（月）
質問受付	令和8年6月1日（月）～令和8年6月12日（金）
質問に対する回答（HP掲載）	令和8年6月19日（金）
提案意向申出書及び確認書類の受付	令和8年6月1日（月）～令和8年6月30日（火）
現地見学申込	令和8年6月1日（月）～令和8年6月30日（火）
提案資格審査結果通知の送付	令和8年7月7日（火）
現地見学	令和8年7月8日（水）～令和8年7月17日（金）
提案書の受付	令和8年7月8日（水）～令和8年9月11日（金）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年10月上旬（予定）
審査結果通知	令和8年10月中旬（予定）
協議期間	令和8年10月下旬～令和9年3月26日（金）
協定締結	令和9年3月下旬 ※ 提案内容によって締結する場合があります。
契約締結	令和9年4月頃（国の交付決定後）

※ このスケジュールは変更となる場合がある。

(2) 現地見学

大垣市が参加資格を認めた事業者を対象に、下記見学期間で対象地の見学を行う。

① 申請方法

電子メールにて申請（提案意向申出書提出後）

② 申請期間

令和8年6月1日（月）～令和8年6月30日（火）

③ 見学期間

令和8年7月8日（水）～令和8年7月17日（金）

④ 見学日時

日時については、申し込みのあった事業者ごとに調整を行い、詳細については別途メールにて通知する。

7 提出書類の流れ

(1) 提案意向申出書及び確認書類

① 提出書類

- 1) プロポーザル提案意向申出書（第1号様式（第6条関係））
- 2) 会社概要（様式1）※
- 3) 共同事業者構成表（様式2）（該当する場合のみ）
- 4) 参加資格に関する書類

以下の書類を提出すること。

- ア 受託実績（様式3）（該当する場合のみ）
- イ 電気主任技術者の資格証の写し
- ウ 履歴事項全部証明書、印鑑証明書（3か月以内のもの）※
- エ 誓約書（様式4）※
- オ 貸借対照表、損益計算書、株式資本等変動計算書及びキャッシュフロー計算書（直近のもの）※
- カ 納税証明書（国税・地方税等（その3の3））※

注：※印の書類については、共同事業者がいる場合、参加する全事業者の書類を提出してください。

② 提出先

「5 担当部署」と同じ

③ 提出方法

持参（平日8時30分～17時15分）又は郵送（書留郵便に限る）とし、それ以外の提出は受け付けない。

④ 提出期限

令和8年6月30日（火）17時15分必着

⑤ その他

公共施設等への太陽光発電設備等導入事業（オンサイトPPA方式）と同様の場合は、①-2)～4)を省略し、①-1) プロポーザル提案意向申出書（第1号様式（第6条関係））の提出のみとすることができる。

(2) 質問受付

① 提出先

「5 担当部署」と同じ

② 提出方法

質問書（様式5）に必要事項を記載し、持参又は電子メールにより提出すること。なお、電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

③ 提出期限

令和8年6月12日（金）17時15分必着

④ 質問への回答

令和8年6月19日（金）

提出された質問を取りまとめ、大垣市公式HP上に掲載する。口頭による回答は行わない。

(3) 提案資格審査結果通知の送付

事務局において提案資格の有無を確認後、プロポーザル提案資格審査結果通知書（第2号様式（第8条関係））により、提案書等の提出について通知する。

令和8年7月7日（火）発送予定

8 提案書の作成要領及び留意事項

(1) 提案書の作成要領

別紙仕様書を参照の上、以下の内容で作成すること。

① 事業の実施内容（任意様式）

1) 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

2) 太陽光発電設備容量

ア 各候補地における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナーの最大定格出力（kW））を検討すること。

イ 最終的な設備容量の決定にあたっては、電力供給予定の公共施設（以下「供給予定施設」という。）の電力需要実績などを十分に勘案し、適切な容量で設備を設置すること。

ウ 設置場所の図面

エ 市が交付金を活用して太陽光発電設備等の整備に要する費用の2分の1以内（税抜）を補助する予定であり、当該設備等の設置に係る総事業費及びその内訳、補助対象経費の額を示すこと。

オ 市補助金の交付対象は、国交付金の交付対象経費と同範囲とする。

3) 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

ア 候補地で発電した電力の供給による供給予定施設での想定自家消費電力量を検討すること。また、2)の太陽光発電設備容量で検討した考え方を示すこと。

イ 温室効果ガス排出削減量は、各候補地での発電量によるもの及び供給予定施設における消費量によるものをそれぞれ年度ごとの総量で算出すること。

ウ 電力の二酸化炭素排出量係数は $0.411 \text{ kg-CO}_2 / \text{kWh}$ を使用すること。

4) 設備設置仕様

ア 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。

イ 想定する設置場所での設置方法は、JIS C8955に定められている荷重（風

圧、積雪、地震等)に耐えうる構造であること。

5) 小売電気事業者への売電価格及び提案価格、契約単価

ア 小売電気事業者への売電価格は、PPA事業者から小売電気事業者へ売電する価格とする。

イ 小売電気事業者への売電価格は、2.(5)に示す交付限度額分を初期投資額から控除した上で算出し、示すこと。また、交付限度額分を控除しない場合の売電価格も参考として示すこと。

ウ 提案価格は、小売電気事業者が供給予定施設に売電する電気料金の内、再エネ賦課金を除き、電力供給に必要となる電気調達費や、需給管理費用、託送料金などの必要経費を含む価格とし、示すこと。

エ 提案価格は事業期間中一定とし、市より提示した提案限度額をもとに提案すること。提案限度額は、プロポーザル提案資格審査結果通知書送付後に提供する。提案価格は、消費税及び地方消費税を含む価格で提示すること。

オ 契約単価は、提案価格に各年度の再エネ賦課金を加えた単価とする。

6) 当該事業実施前後の電気料金(参考見積)

ア 提案価格(事業実施後)及び提案限度額(事業実施前:実施期間一定と仮定)を用い、電気料金の概算について算出し、示すこと(運転期間最長20年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと)。

イ 小売電気事業者への売電価格について、国交付金を活用した場合としなかった場合の売電料金の概算について算出し、示すこと(運転期間最長20年間分の売電料金シミュレーション等を示すこと)。

7) その他独自提案

以下の項目において、提案者が独自で記載することがあれば記載すること。

市の特性を踏まえた提案/環境教育に係る取組/その他温室効果ガス排出量の削減に有効な提案/太陽光発電設備による発電量や、温室効果ガス排出量の削減量を把握するための設備等

② 事業実施体制(任意様式)

1) 事業実施体制図

2) 工事計画概要、実施体制、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

3) 市内事業者の活用の提案

4) 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制

5) 代表事業者の経営状況(5年間)

貸借対照表、経常利益、流動比率、自己資本比率等

6) 工事費、運転管理、維持管理のための費用、資金調達を含めた事業資金計画

- 7) 故障、緊急時の対応体制図
- 8) 事業実施中のリスクに対する対策
損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること
- 9) 設備の導入、運転期間中にかかる全ての保証内容

(2) 留意事項

- ① A4版、両面印刷とし、ページの通し番号を付すこと。また、提案枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- ② 文書を補完するための写真、イラスト等の使用は可とする。
- ③ 提案は、一提案者につき一回限りとする。
- ④ 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 業者が特定できる要素の記載を禁止すること（企業名・ロゴ等の記載）。
- ⑥ 文字サイズは原則12ポイント以上にすること。
- ⑦ 本市が提供する資料は、提案に係る検討以外の目的で使用してはならない。

9 提案書等の提出方法

(1) 提出書類・部数

- ① 提案書（第3号様式（第9条関係））
- ② 提案内容（任意様式） 正本1部、副本10部
正本・副本ともにA4サイズ、左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。
- ③ 評価項目記載箇所一覧表（オフサイトPPA）（様式6）

(2) 提出先

「5 担当部署」と同じ

(3) 提出方法

持参（平日8時30分～17時15分）又は郵送（書留郵便に限る）とし、それ以外の提出は受け付けない。

(4) 提出期限

令和8年9月11日（金）17時15分必着

提出期限後に到着した提案書は無効とする。

10 提案書の審査

提案書は、一次審査（書面審査）においては事務局にて行い、二次審査（ヒアリング・プレゼンテーション）においては「公共施設への太陽光発電設備等導入事業プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において評価を実施する。

審査にあたっては、評価委員会の各委員が「評価基準」に基づき採点し、最も優れている提案者を事業予定者として決定する。

(1) 一次審査（書面審査）

提案者が多数の場合には、提案書の内容を(3)評価基準に基づき審査し、一次審査通過者を3者程度に絞り込むものとする。

なお、結果通知については、令和8年9月18日（金）までに提案者全員に書面審査結果通知書（第4号様式（第14条関係））、ヒアリング実施通知書（様式7）により通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

① 日 時

令和8年10月上旬（予定）

② 場 所

大垣市役所 4階 情報会議室（予定）

③ 発表方法

提案書を用いた説明とすること。

当日、パワーポイントでの説明も可とするが、その場合、当日に紙ベースで10部用意すること。また、プロジェクター・スクリーンは市で用意するが、パソコンは提案者が用意すること。

④ その他

- 1) 日時・場所・留意事項については、令和8年9月18日（金）までに別途通知する。
- 2) 出席者は各4名までとする。
- 3) 発表時間は1提案者あたり40分程度（プレゼンテーション20分、質疑20分）とする。

(3) 評価基準

	審査項目	配点	評価割合
一次審査	類似実績、所在・地域貢献、設置容量、提案価格	60	30%
二次審査	工事遂行能力、業務遂行能力、導入設備の内容、創意工夫、環境への配慮、二酸化炭素排出量の削減	140	70%
合計		200	100%

審査項目の詳細は、別添「プロポーザル評価基準」による。

(4) 契約候補者の特定

- ① 提出された提案書等を審査し、最も優れている（（一次審査の点数＋二次審査の各委員の点数）の合計点数が最も高い）提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続きを行う。
- ② 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
- ③ 一次審査と二次審査を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。提案者が一者の場合は、評価項目の

「提案価格」を除く持ち点（190点）を合算した値の6割を最低基準点とする。

- ④ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続きを行うものとする。
- ⑤ 評価点が同点だった場合は、評価項目の「二酸化炭素排出量の削減」において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、プロポーザル評価基準の各得点を参考に評価委員の合議により契約候補者を決定する。

11 審査結果に関する事項

(1) 結果通知書の送付

令和8年10月中旬（予定）に提案者全員に「結果通知書（第5号様式（第17条関係）」を送付する。

(2) 審査結果の公表

- ① 公表内容
事業予定者名、提案事業者数を公表する。
- ② 公表方法
大垣市公式HPにて掲載する。

(3) 非特定理由の説明請求

- ① 請求方法
書面にて説明を求めることができる。（任意様式）
- ② 請求先
「5 担当部署」と同じ
- ③ 請求期間
結果通知日の翌日から起算して、1週間以内。
- ④ 回答
請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

12 失格要件

提案意向申出書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、提案書類を受け付けず、若しくは評価をせず、または事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 提案資格を満たしていないことが判明、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で、評価委員会等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。
- (4) 提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないとき。
- (5) その他、評価委員会が不適切と判断したとき。

13 契約の締結

- (1) 契約候補者は、市と詳細な協議を実施した後、双方合意の上、契約を締結する。
- (2) 契約条項及び事業仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について提案限度額の範囲内で協議し、確定するものとする。なお、協議にあたっては、地方自治法、地方自治法施行令などの法令及び大垣市が制定した条例、規則の内容に従い協議を行うものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）から順に繰り上がるものとする。
 - ① 「4 参加資格要件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
 - ② 提案資格または提案内容が無効となったとき
 - ③ その他特別な事由により契約が不可能と認められるとき

14 その他留意事項

- (1) 提案意向申込書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を持参（平日8時30分～17時15分）、郵送（書留郵便に限る）又はメールとし、速やかに提出すること。
- (2) 本プロポーザルに関し、提案者側に生ずる費用については、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書は返却しない。
- (4) 提案書の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は大垣市に帰属する。
- (5) 提出された提案書及びその他本プロポーザルの実施に伴い提出された書類については、大垣市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところによる公開する場合がある。
- (6) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

<プロポーザル評価基準>

評価項目		評価の視点	配点
1. 実施体制	工事遂行能力	・適切な事業計画が立てられており、当該計画が実現可能な事業計画、実施体制、施工スケジュールとなっているか。	30
	業務遂行能力	・設置した太陽光発電設備等のメンテナンス計画・維持管理等の実施体制は適切であるか。事業を円滑に遂行できる経営能力を備えているか。 ・本事業でのリスクが想定されているか。また、そのリスクについて低減・対応できる提案となっているか。	20
2. 技術提案に関する事項	導入設備の内容	・提案内容の具体性及び太陽光発電設備の設置場所、設置方法、設備仕様は妥当であるか。	20
	創意工夫	・電力の地産地消や再生可能エネルギーの有効活用や普及啓発に関する提案がされているか。環境教育等の独自提案はあるか。	20
	環境への配慮	・候補地周辺の配慮（騒音・振動対策・安全対策・反射光による光害対策等）は妥当であるか。	10
3 脱炭素	二酸化炭素排出量の削減	・二酸化炭素排出量削減に取り組む提案がなされているか、シミュレーション等は妥当か。（年間及び契約期間中の総発電量や二酸化炭素削減量、公共施設及び余剰電力の活用による地域の脱炭素化（家庭や事業者等）の効果等）	40
4. 事業者の概要（実績等）	類似実績	・過去に類似する施工実績があり、問題なく事業実施が見込めるか。	10
	所在・地域貢献	・市内や県内に本社や営業所等を構えているか。市内企業の活用がなされているか。	20
5. 設置容量	設置容量	・未利用地を最大限有効活用し、多くの太陽光発電設備を設置する提案か	20

6. 価格	提案価格	・提案価格は、現在の電気料金よりどの程度低減されるか。	10
-------	------	-----------------------------	----